

小中学校の組体操事故防止について

町田市議会議員 矢口まゆ 2019年9月定例会

組体操による事故

- ▶ 日本スポーツ振興センターによると、組み体操の事故（小中高）は11～15年度で毎年8千件超あり、16年度は5千件超。
- ▶ 69～16年度で9人が死亡、102人が後遺障害を負った。スポーツ庁は16年3月、組み体操の安全対策を求める通知を出している。

6月議会では、指導計画書の以下について質問

- ▶ 提出期限が過ぎている学校がある
- ▶ 地域への説明機会については基本的に言及無し。
(しかし複数校で地域からの反対意見が無いと断言)
- ▶ 保護者へはおたよりで説明。そのおたよりは指導計画の提出後に出す。(しかし、指導計画では保護者からの反対意見は一件もないと複数校が断言。)
- ▶ 過去の事故に対する再発防止、具体的な記入一校のみ。(過去にどんな事故があって、どんな再発防止を取っているのかが最も重要では)

町田市立小・中学校長 様

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

町田市立小・中学校の運動会等における安全対策について（通知）

このことについて、町田市教育委員会では2016年4月5日付16町教指第15号において通知させていただきました。また、組体操等への都教育委員会の対応方針について、東京都教育委員会教育長から別添写しのとおり平成28年12月22日付28教指企第1140号により通知がありました。

このような経緯を踏まえ、2017年度以降の運動会の実施につきましては下記のとおり方針を定めましたので、各学校においてはこの方針に基づき、事故防止の徹底方お願いいたします。

記

- 1 各小・中学校において組体操を実施する場合は、その目的を明確にし、児童・生徒の運動経験及び運動能力等の実態に応じて安全に十分配慮した計画を立て、複数の教職員による安全管理体制を整えた上で実施すること。また、4月に行われる組体操実技研修会に1名以上が必ず参加し、自校で伝達研修を行うこと。
- 2 各小・中学校においては、いわゆる「ピラミッド」や「タワー」等、跳んできた児童・生徒を受け止める技といった大きな事故につながる可能性のある技については、原則として禁止することとする。但し、児童・生徒の体力の実態等を踏まえ、その教育的意義、学校経営上の位置付けを確認するとともに、教員の指導経験、指導技術、指導体制等を点検、確認した上で、実施したいとする意向がある場合は、安全を最優先した組体操指導計画を作成するとともに、運動会当日の1か月前までに町田市教育委員会に提出し協議を行う。
また、事前に、児童・生徒や保護者、地域に対し、「組体操」を実施する目的、指導内容・方法、安全対策等について説明し、理解を得る。
- 3 各小・中学校においては、サボテンや肩車、補助倒立等でも事故が発生していることを踏まえ、児童・生徒の運動経験及び運動能力等の実態に応じて事故につながる可能性がある危険度の高い技については、特に慎重に選択すること。
- 4 各小・中学校においては、運動会等で実施する騎馬戦やムカデ競争、棒倒し等その他の種目についても学習指導要領に則って各種目の必要性や妥当性について検討するとともに、起こりうる事故をあらかじめ想定し、事故未然防止の観点で指導計画を策定して複数の教職員による安全管理体制を整えた上で実施すること。

→指導計画に記入された保護者への説明日は、ほとんどの学校が指導計画の提出後である。しかも、その内の数校では、反対意見はゼロと断言。まだ説明していないのに…?

6月の提案内容

- ▶ 保護者や地域、児童生徒からの反対の声が無いと断言する学校が多いが、リスクや過去の事件事例は説明したのか。過去の重大事故の事例から、どのような事故防止に取り組むのかと言う説明ができていなければ、「反対の声は無い。みんな楽しみにしている。」と断言してはいけないのではないか。
- ▶ また、指導計画についても保護者や地域、児童生徒と共有するべきではないか。学校HPに掲載し、他校の状況も確認できるのが望ましいと考えるがどうか。
- ▶ 練習で“落ちる練習”が安全にできないのであれば、それは事故が起きた時に重大事故になると考える。教育委員会の方針として、タワーなど高さが出るものは“安全に落ちる”事ができる生徒のみが実施すべきと考えるがどうか。
- ▶ 学校によって、技の危険度について認識が違い、補助人数も違う。補助人数や危険度の判断は学校ではなく教育委員会で行うべきではないか。

変更後の指導計画書

主な4つの変更点

- ▶ 提出日が一ヶ月前から2週間前に変更
- ▶ 保護者への説明をしてから指導計画を提出
- ▶ 前回は指導計画例を参考に各学校で作成していたが、今回は様式1に統一
- ▶ 過去の事故事例と再発防止への取り組み／保護者や地域の反応について／教育的意義、学校経営上の位置づけ／安全に関する目標

が項目から無くなった

町田市立小・中学校の運動会等における安全対策について（通知）

このことについては、2019年4月1日付、19町教学指第43号にて通知させていただいており、各学校においては、本方針に基づき、事故防止の徹底を図っていただいているところです。

この度、秋の運動会等で組体操を実施する学校につきましては、ご提出いただく指導計画の内容及び提出期日を、以下の波線部のように変更いたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象 いわゆる「ピラミッド」や「タワー」、跳んできた児童・生徒を受け止める技等を実施したいとする意向がある学校
【指導計画提出の目安】
・ピラミッド⇒3段を超えるもの
・タワー⇒2段を超えるもの
・跳んできた児童・生徒を受け止める技
・一人の肩の上にもう一人が立つ技(いわゆる「人間起こし」)
・立った状態で2人分を超える高さの技
- 2 提出文書 （様式1）組体操指導計画
※4月の通知で送付した「組体操指導計画（例）」は使用せず、今回送付している様式をご使用ください。
※「様式1」は例ではありません。本様式を使用し、全ての項目について、ご記入ください。
- 3 提出方法 電子メールによる。
- 4 提出先 

- 5 提出期限 運動会当日の2週間前
- 6 その他 計画書の提出前に、保護者への説明をお願いいたします。

様式1

組体操 指導計画

町田市立 学校

実施学年、性別、児童・生徒数		
運動会・体育祭実施日 場所		
保護者に対する説明を実施した日	月 日	
各演技種目の指導計画	指導時数	時間
	全体の流れ ※ピラミッドやタワー等の演技種目については、以下の内容を具体的に記入する。 ・ 内在する危険性 ・児童・生徒の選抜の基準 ・指導法、教員の指導体制 ・ 補助法（補助員の配置場所、人数、具体的な補助の仕方等） ・マット等の設置 など	
	児童・生徒への安全指導	
	重大事故発生時の対応	
配慮を要する児童・生徒 ○児童・生徒について ○配慮方法・内容		

提案① 指導計画のHP公開

指導計画は、各学校のHPで公開すべきではないか。

- ▶ 保護者が、危険度が高いとされる技の危険性や安全対策について、他校の取り組みと比較できるようにすべきではないか。
- ▶ 公開する事で、組体操に対しての保護者の方々の理解も深まるはずである。
- ▶ 公開することによるデメリットはほとんど無いと考えられる。

提案②HP公開→保護者説明→教育委員会で最終判断の順序にかえる

▶ ①指導計画書をHPにて公開

保護者がHPで事前に他校の内容と併せて指導計画書を読み、疑問点などを洗い出しておく

▶ ②保護者への説明会

HP公開からある程度時間をおいてから、保護者への説明会を開催する。（事前にHPで指導計画書を確認しているので、保護者にとってもより有意義な説明会となるはず）

▶ ③教育委員会へ保護者説明会での結果を報告

保護者説明会が終了後、保護者から出た意見や、それに対しての対応を教育委員会に報告。

報告を受けて、組体操の指導計画に問題がないかどうか、教育委員会で最終的な判断をする。

提案③ 安全対策は、技ごとに市で統一基準をつくる。

- ▶ 現状、同じ技であっても、補助が1人だったり3人だったり、学校によってバラバラである。
- ▶ 同じ技にも関わらず補助の人数に差が大きいと、補助の少ない学校で事故が起こった時には『教育委員会がチェックしておきながら、なぜ補助が少ないままやらせたのか』という議論になることも予想される。
- ▶ 教育委員会として、統一的な基準を設けるべきではないか。
- ▶ 特に、“安全に落ちる練習”“安全に落ちることができる生徒が上に上る”という点については必須とすべきと考えるがどうか。